

令和4年度における司法行政文書の管理の状況について

令和6年3月

最高裁判所事務総局秘書課

目 次

はじめに.....	3
I 対象裁判所.....	4
II 対象期間	4
III 報告の概要.....	4
1 ファイルの作成等の状況.....	4
(1) 保有しているファイル数	5
(2) ファイルの媒体の種別.....	6
2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況	7
3 文書管理に係る研修の実施状況	9
4 点検及び監査の実施状況.....	10
(1) 点検の実施状況.....	10
(2) 監査の実施状況.....	11
5 司法行政文書の紛失等の状況.....	11
(1) 司法行政文書の紛失等の状況	11
(2) 職員の処分の状況	12
6 秘密文書の管理状況.....	13
<資 料>	
資料1 ファイルの保有数及び媒体の種別.....	16
資料2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況.....	17
資料3 研修の実施状況.....	18
資料4 点検及び監査の実施状況.....	19
資料5 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）	20
資料6 紛失、誤廃棄等の状況.....	21

はじめに

裁判所の文書の管理の在り方については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）附則第13条第2項において、同法の趣旨、裁判所の地位及び権能等を踏まえ検討を行うことと規定されている。

裁判所では、同法の趣旨を踏まえて、司法行政文書の管理について、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）、同日付け最高裁秘書第003546号秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「最高裁実施通達」という。）、同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「下級裁実施通達」という。）及び平成30年11月30日付け最高裁秘書第4957号秘書課長通達「秘密文書管理要領について」（以下「秘密文書管理要領」という。）を定めること等により、司法行政文書の適正な管理を図ることとしている。その状況を把握するため、管理通達記第8の3においては、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の長は、司法行政文書の管理状況（地方裁判所にあつては、管内の簡易裁判所の管理状況を含む。）について、毎年度、秘書課長に報告しなければならないと定めており、同4においては、秘書課長は、毎年度、最高裁判所の管理状況及び当該報告について、その概要を公表することとされている。

本資料は、令和4年度における司法行政文書の管理の状況について、各裁判所からの報告を受け、最高裁判所の状況も加えた上でその概要を取りまとめたものである。

※ 割合で示した数値は、小数点以下第2位（特に注記をした場合を除く。）を四捨五入しているため、個々の数値の合算と合計とが一致しない場合がある。

I 対象裁判所

高等裁判所（8庁）、地方裁判所（50庁）及び家庭裁判所（50庁）（高等裁判所にあつては支部、地方裁判所にあつては支部及び管内の簡易裁判所、家庭裁判所にあつては支部及び出張所を含む。）

なお、地方裁判所及び家庭裁判所については、両裁判所の司法行政文書を一括して管理している場合があることから、両裁判所を合わせた数値を掲載している箇所がある（当該箇所にはその旨を注記した。）。

おつて、最高裁判所においても同様の調査を実施した。

II 対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の状況（※）

時点を問うものについては、令和5年4月1日時点の状況

※ ただし、令和4年度に新規に作成されたファイルについては、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に作成されたものを対象としている。

III 報告の概要

1 ファイルの作成等の状況

裁判所の職員は、裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされている（管理通達記第3の1）。これに基づき、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書であつて、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有する「司法行政文書」（管理通達記第1の2の(1)）は、その保存期間を1年以上とするものについては、能率的な事務の処理及び司法行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有するものを一の集合物（以

下「ファイル」という。)にまとめなければならないとされている(管理通達記第1の2の(6)及び第4の1)。

(1) 保有しているファイル数

裁判所が保有しているファイルの数は、表1のとおり、299,762ファイルであり、その内訳は、最高裁判所が13,313ファイル(4.4%)、高等裁判所が20,380ファイル(6.8%)、地方裁判所と家庭裁判所の合計が266,069ファイル(88.8%)となっている。

このうち、令和4年度に新規に作成されたファイルは、60,171ファイルであり、その内訳は、最高裁判所が2,197ファイル(3.7%)、高等裁判所が4,071ファイル(6.8%)、地方裁判所と家庭裁判所の合計が53,903ファイル(89.6%)となっている。

令和3年度と比べると、保有しているファイル数は2,744ファイル(対前年度△0.9%)減少している。

表1 保有しているファイル数

(各欄の上段の単位：ファイル)

ファイル数		総数	最高裁判所	高等裁判所	地方裁判所及び家庭裁判所
令和4年度		299,762	13,313	20,380	266,069
		100.0%	4.4%	6.8%	88.8%
うち新規		60,171	2,197	4,071	53,903
		100.0%	3.7%	6.8%	89.6%
令和3年度		302,506	13,074	20,235	269,197
		100.0%	4.3%	6.7%	89.0%
うち新規		60,461	2,332	3,939	54,190
		100.0%	3.9%	6.5%	89.6%
令和2年度		303,990	12,608	20,109	271,273
		100.0%	4.1%	6.6%	89.2%
うち新規		60,067	2,161	3,854	54,052
		100.0%	3.6%	6.4%	90.0%
令和元年度		309,484	12,366	20,216	276,902
		100.0%	4.0%	6.5%	89.5%
うち新規		62,499	2,240	4,028	56,231
		100.0%	3.6%	6.4%	90.0%

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成されたファイル数で、内数を表す。

2 各欄の下段は、ファイル数の総数に占める割合を表す。

(2) ファイルの媒体の種別

裁判所が保有している全てのファイル(299,762ファイル)について、その媒体の種別ごとにみると、表2のとおり、紙媒体が227,216ファイル(75.8%)、電子媒体が18,562ファイル(6.2%)、電子と紙の両方を含むものが53,984ファイル(18.0%)となっており、令和3年度と同様に、紙媒体がその大多数を占めている。

一方で、令和3年度と比べると、令和4年度に新規に作成・取得したファイルの電子媒体(電子と紙の両方を含むファイルを含む。)の割合が、20.6%から27.9%となり、全てのファイルに占める電子媒体(電子と紙の両方を含むファイルを含む。)の割合も23.3%から24.2%となっている。

なお、電子と紙の両方を含むファイルとは、1つのファイル中に電子媒体と紙媒体という異なる種別が含まれているものをいう。

表2 ファイルの媒体の種別

(各欄の上段の単位：ファイル)

ファイル数		(総数)	紙媒体	電子媒体	電子媒体と紙媒体の両方を 含むもの	その他の媒体
令和4年度		299,762	227,216	18,562	53,984	0
		100.0%	75.8%	6.2%	18.0%	0.0%
	うち新規	60,171	43,369	5,316	11,486	0
		100.0%	72.1%	8.8%	19.1%	0.0%
令和3年度		302,506	231,933	16,421	54,152	0
		100.0%	76.7%	5.4%	17.9%	0.0%
	うち新規	60,461	47,981	3,216	9,264	0
		100.0%	79.4%	5.3%	15.3%	0.0%
令和2年度		303,990	232,416	14,486	57,088	0
		100.0%	76.5%	4.8%	18.8%	0.0%
	うち新規	60,067	47,966	2,308	9,793	0
		100.0%	79.9%	3.8%	16.3%	0.0%
令和元年度		309,484	232,564	15,520	61,400	0
		100.0%	75.1%	5.0%	19.8%	0.0%
	うち新規	62,499	49,620	1,804	11,075	0
		100.0%	79.4%	2.9%	17.7%	0.0%

- (注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、電子決裁システム等で管理されるファイルを表す。
 2 「うち新規」は、当該年度に新規に作成されたファイル数で、内数を表す。
 3 各欄の下段は、ファイル数の総数に占める割合を表す。

2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況

ファイルは、適正な管理とともに効率的に業務に使用できるよう、適切に分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することとされている（管理通達記第4の1の(3)及び2）。

そして、裁判所の各部署における司法行政文書の管理の実施の責任者である文書管理者は、ファイルの保存期間が満了したときは、保存期間及び保存期間の満了する日を延長又は移管をする場合を除き、当該ファイルを廃棄しなければなら

ないとされており（管理通達記第7の3の(2)）、廃棄をしようとする場合、最高裁判所においては、あらかじめ、文書管理事務を総括する総括文書管理者と協議しなければならず（最高裁実施通達記第11の2の(1)）、下級裁判所においては、総括文書管理者の承認を得て、速やかに行わなければならない（下級裁実施通達記第11の2の(1)）。

なお、移管をすべき司法行政文書がまとめられているファイルについては、申合せに基づき、最高裁判所から内閣総理大臣に移管している（公文書等の管理に関する法律第14条第1項）。

裁判所において、令和4年度に保存期間が満了したファイル（当初満了予定であったが保存期間を延長したものを含む。）は、68,787ファイルであり、その移管・廃棄等の状況をみると、表3のとおり、「移管」することとされたものが177ファイル（0.3%）、「廃棄」することとされたものが63,371ファイル（92.1%）、保存期間を「延長」することとされたものが5,239ファイル（7.6%）となっている。

令和3年度と比べると、「移管」することとされたファイル数が135ファイル増加、「廃棄」することとされたファイル数が1,713ファイル増加、「延長」することとされたファイル数が2,753ファイル増加している。

表3 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄の状況

(各欄の上段の単位：ファイル)

保存期間満了ファイル数		移管	廃棄	延長
	(総数)			
令和4年度	68,787	177	63,371	5,239
	100.0%	0.3%	92.1%	7.6%
令和3年度	64,186	42	61,658	2,486
	100.0%	0.1%	96.1%	3.9%
令和2年度	65,895	40	63,926	1,929
	100.0%	0.1%	97.0%	2.9%
令和元年度	64,677	81	61,534	3,062
	100.0%	0.1%	95.1%	4.7%

(注) 各欄の下段は、ファイル数の総数に占める割合を表す。

3 文書管理に係る研修の実施状況

司法行政文書の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解させるとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、総括文書管理者は、職員に対し、必要な研修を行うものとされている（管理通達記第9）。

裁判所における研修の実施状況をみると、表4のとおり、延べ407回の研修を実施しており、このうち一般職員を主な対象とした研修（対象者が「その他」に該当するもの）が296回（72.7%）を占めている。

研修の参加職員数をみると、延べ3,846人が参加している。

令和3年度と比べると、研修回数、参加職員数とも増加している。

表4 研修の実施状況

(単位：回、人)

研修の実施回数		407 (236)
対象者別	新規採用職員	67
	転入者	19
	文書管理者又は文書管理担当者	25
	その他	296
研修の参加職員数		3,846 (2,385)

(注) ()内は、令和3年度のもの。

4 点検及び監査の実施状況

文書管理者は、その管理する司法行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行うこととされている（管理通達記第8の1の(1)）。

また、裁判所における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者である監査責任者は、司法行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている（管理通達記第8の1の(2)）。

(1) 点検の実施状況

裁判所の点検の実施状況をみると、表5のとおり、全文書管理者1,334人のうち、1,332人（99.9%）の文書管理者が点検を実施している。

なお、2人の文書管理者が点検を実施していないが、この2人のうち1人の文書管理者が点検を実施しなかった理由は、当該文書管理者が所属する部署において、ファイルとして管理すべき司法行政文書がないためであった。しかし、点検の必要性は、文書の有無に左右されないものであるため、全ての文書管理者において点検が実施されるよう注意喚起をした。もう1人の文書管理者は、点検の基準日以降に新設された部署に置かれた者である。

表5 点検の実施状況

(各欄の上段の単位：人)

文書管理者数		点検を実施	点検を未実施
	(総数)		
令和4年度	1,334 100.00%	1,332 99.85%	2 0.15%
令和3年度	1,326 100.00%	1,325 99.92%	1 0.08%
令和2年度	1,323 100.00%	1,319 99.70%	4 0.30%
令和元年度	1,317 100.00%	1,314 99.77%	3 0.23%

(注) 1 本表については、小数点以下第3位を四捨五入している。
 2 各欄の下段は、文書管理者数の総数に占める割合を表す。

(2) 監査の実施状況

裁判所における監査の実施状況をみると、全ての裁判所（86庁）（地方裁判所と家庭裁判所の司法行政文書を一括して管理している場合はその庁を1として計上した数。以下(2)において同じ。）で文書管理に係る監査が実施されている。そのうち、73庁において、「保存期間表で定めた分類（中分類、小分類）と異なる名称でファイルを作成していた」、「共用キャビネットに組織共用性のない個人的な資料が置かれていた」、「保存期間を延長したファイルについて、事務記録の背表紙の保存期間満了日が正しく修正されていない」などの指摘事項がみられ、改善措置等が講じられている（資料5参照）。

5 司法行政文書の紛失等の状況

(1) 司法行政文書の紛失等の状況

司法行政文書の紛失及び誤廃棄（以下5において「紛失等」という。）は、被害の拡大防止や事務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、文書管理者は、その管理する司法行政文書の紛失等が明らかとなった場合には、直ちに総括文書管理者に報告しなければならな

い（管理通達記第8の2の(1)）。

令和4年度においては、各裁判所における文書管理に係る点検の結果などにより、表6のとおり、28件の紛失等事案が判明した。

これらの紛失等の原因としては、文書の保管が適切に行われておらず紛失したもの、廃棄時の確認を適切に行わなかったことで廃棄対象文書と混在し誤廃棄したものなどがみられた。

なお、これらの紛失等事案については、各裁判所において、総括文書管理者への報告がなされ、職員への指導、復元措置、業務手順の見直し等といった事案への対応、再発防止策等の措置がとられている。

○紛失等の事案と再発防止策の事例

▶ 保存期間が延長されているのに、ファイルの背表紙の保存期間満了日が延長後の日に修正されていないなど文書が適切な形態で保管されていないことから、他の廃棄対象文書と混在し、誤廃棄したものとされた事案

⇒ ・関係者への注意喚起、指導等

・関係者以外の職員への注意喚起、適正管理の周知徹底等

・業務手順、マニュアル等の見直し

(2) 職員の処分の状況

司法行政文書の紛失等のほか、文書管理に係る不適切事案が発生した場合には、当該事案の内容、社会への影響等を勘案した上で、必要に応じ、各裁判所において職員の処分を行うこととなる。令和4年度の紛失等事案及び不適切な文書管理に起因する職員の処分の状況をみると、表6及び表7のとおり、懲戒処分が行われた事案はなかった。

表6 紛失等の状況

(単位：件)

紛失等事案の件数 (総数)		事案別		対応別						
				再発防止のための措置				復元措置を行った件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った件数
		紛失	誤廃棄	関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他			
令和4年度	28	21	7	25	20	15	1	15	0	0
令和3年度	25	19	6	18	18	18	1	19	0	0
令和2年度	22	19	3	19	12	14	1	15	0	0
令和元年度	22	13	9	19	12	16	0	7	0	0

(注) 1 必ずしも誤廃棄したといえない事案は、「紛失」に計上した。
 2 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない。

表7 不適切な文書管理事案への対応

(単位：件)

	紛失等を除く 不適切な文書管理事案 の件数 (懲戒処分が行われた ものに限る。)	対応別				
		再発防止のための措置				事案の公表を行った件数
		関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他	
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0

6 秘密文書の管理状況

公表しないこととされている情報が記録された司法行政文書のうち秘密保全を要する司法行政文書（以下「秘密文書」という。）の管理として、極秘文書（秘

密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む司法行政文書）及び秘文書（極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の司法行政文書）を指定し、秘密文書については、管理通達及び秘密文書管理要領に則り管理することとされている（管理通達記第10）。

令和4年度においても新規作成したファイルに秘密文書が含まれるものはなかった。

<資料>

裁判所別内訳表

- 資料 1 ファイルの保有数及び媒体の種別
- 資料 2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況
- 資料 3 研修の実施状況
- 資料 4 点検及び監査の実施状況
- 資料 5 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）
- 資料 6 紛失、誤廃棄等の状況

資料1 ファイルの保有数及び媒体の種類

(単位:ファイル)

裁判所名	ファイル数							
	紙媒体	電子媒体 (※2)	電子媒体と紙媒体 の両方を含む もの	その他の媒体 (※3)	うち令和4年度中に 新たに作成された数			
最高裁判所	13,313	9,168	1,003	3,142	0	2,197		
高等裁判所	東京	3,290	3,007	90	193	0	664	
	大阪	2,652	1,781	362	509	0	488	
	名古屋	2,127	1,446	217	464	0	392	
	広島	2,929	1,932	351	646	0	566	
	福岡	2,596	1,388	289	919	0	531	
	仙台	2,865	1,779	309	777	0	634	
	札幌	2,136	1,116	326	694	0	399	
	高松	1,785	906	220	659	0	397	
地方裁判所・家庭裁判所(※1)	東京管内	東京 地裁	6,546	6,027	48	471	0	1,612
		東京 家裁	2,599	1,388	75	1,136	0	555
		横浜 地裁	5,895	5,582	5	308	0	1,263
		横浜 家裁	2,318	1,517	9	792	0	478
		さいたま 地裁	4,094	3,804	31	259	0	899
		さいたま 家裁	1,955	1,606	18	331	0	422
		千葉 地裁	5,496	5,162	22	312	0	1,044
		千葉 家裁	2,741	2,486	59	196	0	526
		水戸 地裁	3,658	3,440	16	202	0	836
		水戸 家裁	1,648	1,617	11	20	0	339
	宇都宮 地裁	3,742	3,177	20	545	0	823	
	宇都宮 家裁	1,932	1,682	41	209	0	387	
	前橋 地裁	4,556	4,140	25	391	0	838	
	前橋 家裁	1,945	1,101	49	795	0	358	
	静岡 地裁	5,187	4,905	25	257	0	933	
	静岡 家裁	2,393	1,727	6	660	0	418	
	甲府	2,157	1,889	15	253	0	428	
	長野	4,650	3,780	22	848	0	980	
	新潟 地裁	5,226	5,068	18	140	0	921	
	新潟 家裁	2,733	2,229	6	498	0	503	
	大阪管内	大阪 地裁	4,802	3,815	452	535	0	1,084
		大阪 家裁	2,412	1,781	300	331	0	491
		京都 地裁	3,756	2,918	374	464	0	767
		京都 家裁	1,773	1,276	272	225	0	363
		神戸 地裁	6,082	5,277	364	441	0	1,321
		神戸 家裁	3,268	2,436	494	338	0	708
		奈良	2,523	1,784	371	368	0	527
		大津	3,182	1,990	345	847	0	635
		和歌山	3,826	2,883	463	480	0	823
		名古屋管内	名古屋 地裁	5,146	4,391	245	510	0
	名古屋 家裁		2,219	1,414	258	547	0	447
	津 地裁		2,573	1,683	381	509	0	586
	津 家裁		894	425	227	242	0	152
	岐阜		4,507	3,544	191	772	0	678
	福井		3,121	1,982	362	777	0	462
	金沢 地裁		2,990	2,119	447	424	0	552
	金沢 家裁		1,654	971	445	238	0	309
	富山		2,404	1,230	278	896	0	472
	富山 家裁		5,394	4,710	178	506	0	1,052
	広島管内	広島 地裁	2,377	1,832	185	360	0	480
		山口	6,122	5,303	217	602	0	1,105
		岡山 地裁	4,932	4,280	113	539	0	995
		岡山 家裁	2,431	1,855	97	479	0	462
		鳥取	3,003	2,005	266	732	0	598
		松江	3,994	3,059	329	606	0	805
		福岡 地裁	4,618	3,616	238	764	0	1,048
		福岡 家裁	2,226	1,338	206	682	0	463
		佐賀	3,164	2,139	162	863	0	606
		長崎 地裁	3,130	2,360	102	668	0	661
	福岡管内	長崎 家裁	1,928	1,075	108	745	0	342
		大分	2,760	1,561	360	839	0	598
		熊本 地裁	3,813	2,951	102	760	0	748
		熊本 家裁	2,362	1,396	79	887	0	508
		鹿児島 地裁	4,118	2,994	168	956	0	908
		鹿児島 家裁	2,545	1,499	248	798	0	577
		宮崎 地裁	1,487	861	87	539	0	337
		宮崎 家裁	2,353	1,429	186	738	0	476
		那覇 地裁	1,126	391	90	645	0	204
		那覇 家裁	4,502	3,644	281	577	0	933
	仙台管内	仙台 地裁	2,310	1,594	229	487	0	493
		福島 地裁	3,944	2,864	50	1,030	0	882
		福島 家裁	2,120	1,106	12	1,002	0	429
		山形	4,709	3,538	454	717	0	973
		盛岡	5,919	4,130	266	1,523	0	1,133
		秋田	5,378	3,659	368	1,351	0	1,066
		青森	4,848	3,446	346	1,056	0	1,027
		札幌 地裁	5,623	4,606	483	534	0	1,129
		札幌 家裁	4,265	3,420	377	468	0	887
		函館	3,301	2,057	514	730	0	620
	札幌管内	旭川	3,954	2,780	376	798	0	794
		釧路	4,213	3,177	278	758	0	830
		高松 地裁	2,395	1,712	196	487	0	507
		高松 家裁	2,003	1,582	105	316	0	455
		徳島	3,719	2,684	167	868	0	697
		高知	3,373	2,195	309	869	0	711
		高知 地裁	4,457	3,712	116	629	0	897
		高知 家裁	2,550	1,887	157	506	0	502
		計	299,762	227,216	18,562	53,984	0	60,171
		(割合)	100.0%	75.8%	6.2%	18.0%	0.0%	20.1%

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

2 「電子媒体」は、CD、DVD、電子決裁システム等で管理されるファイルを表す。

3 「その他の媒体」は、紙媒体及び電子媒体のいずれにも該当しないファイルを表す。

裁判所名		令和4年度に保存期間が満了したファイル数				
			廃棄	延長	移管	
最高裁判所		2,755	1,862	716	177	
高等裁判所	東京	737	604	133		
	大阪	509	455	54		
	名古屋	425	384	41		
	広島	622	567	55		
	福岡	583	534	49		
	仙台	626	594	32		
	札幌	481	422	59		
	高松	367	343	24		
地方裁判所・家庭裁判所(※)	東京管内	東京 地裁	1,709	1,636	73	
		東京 家裁	581	522	59	
	横浜	横浜 地裁	1,441	1,412	29	
		横浜 家裁	508	493	15	
	さいたま	さいたま 地裁	1,001	968	33	
		さいたま 家裁	425	414	11	
	千葉	千葉 地裁	1,366	1,308	58	
		千葉 家裁	729	698	31	
	水戸	水戸 地裁	821	809	12	
		水戸 家裁	376	361	15	
	宇都宮	宇都宮 地裁	809	757	52	
		宇都宮 家裁	400	381	19	
	前橋	前橋 地裁	1,155	1,122	33	
		前橋 家裁	502	495	7	
	静岡	静岡 地裁	1,282	1,243	39	
		静岡 家裁	594	551	43	
	甲府	甲府 地裁	499	478	21	
		甲府 家裁	996	952	44	
	長野	長野 地裁	1,410	1,379	31	
		長野 家裁	650	639	11	
	新潟	新潟 地裁	1,098	1,050	48	
		新潟 家裁	543	532	11	
	大阪管内	大阪 地裁	826	798	28	
		大阪 家裁	382	369	13	
		神戸 地裁	1,457	1,415	42	
		神戸 家裁	660	635	25	
		奈良	563	546	17	
		大津	695	674	21	
		和歌山	865	834	31	
		和歌山 家裁	1,325	1,231	94	
	名古屋管内	名古屋 地裁	536	517	19	
		名古屋 家裁	521	503	18	
		津	166	157	9	
		岐阜	1,442	284	1,158	
		福井	616	584	32	
		金沢 地裁	565	490	75	
		金沢 家裁	355	337	18	
		富山	493	474	19	
	広島管内	広島 地裁	1,281	1,169	112	
		広島 家裁	517	489	28	
		山口	1,555	1,479	76	
		岡山 地裁	1,196	1,158	38	
		岡山 家裁	556	529	27	
		鳥取	683	606	77	
		松江	928	895	33	
		松江 家裁	1,075	1,010	65	
	福岡管内	福岡 地裁	569	518	51	
		福岡 家裁	686	639	47	
		佐賀	793	727	66	
		長崎 地裁	464	417	47	
		長崎 家裁	619	607	12	
		大分	737	713	24	
		熊本 地裁	508	488	20	
		熊本 家裁	976	960	16	
		鹿児島	591	537	54	
		宮崎 地裁	367	355	12	
		宮崎 家裁	534	523	11	
		那覇	240	223	17	
	仙台管内	仙台 地裁	1,046	1,011	35	
		仙台 家裁	434	414	20	
		福島 地裁	903	856	47	
		福島 家裁	486	456	30	
		山形	1,123	1,062	61	
		盛岡	1,177	1,145	32	
		秋田	1,173	1,103	70	
		青森	1,211	1,185	26	
	札幌管内	札幌 地裁	1,340	1,271	69	
		札幌 家裁	1,040	1,010	30	
		函館	675	586	89	
		旭川	849	798	51	
		釧路	1,048	853	195	
	高松管内	高松 地裁	532	496	36	
		高松 家裁	402	383	19	
		徳島	715	677	38	
		高知	751	720	31	
	松山	松山 地裁	984	950	34	
		松山 家裁	556	540	16	
	計		68,787	63,371	5,239	177
	(割合)		100.0%	92.1%	7.6%	0.3%

※ 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

裁判所名	研修の実施回数					研修参加職員数		
	新規採用職員	対象者別						
		転入者	文書管理者・文書管理担当者	その他				
最高裁判所	15	1	5	0	9	533		
高等裁判所	東京	6	2	1	1	2	61	
	大阪	6	2	0	1	3	189	
	名古屋	6	1	0	0	5	29	
	広島	11	1	1	0	9	25	
	福岡	8	3	0	0	5	317	
	仙台	5	1	0	0	4	15	
	札幌	16	1	0	0	15	19	
	高松	6	1	0	0	5	11	
地方裁判所・家庭裁判所(※)	東京管内	東京 地裁	8	1	0	0	7	135
		東京 家裁	1	0	0	0	1	14
		横浜 地裁	2	0	1	1	0	28
		横浜 家裁	1	0	0	0	1	9
		さいたま 地裁	1	0	0	1	0	36
		さいたま 家裁	2	1	0	0	1	27
		千葉 地裁	2	2	0	0	0	31
		千葉 家裁	1	1	0	0	0	19
		水戸 地裁	0	0	0	0	0	6
		水戸 家裁	2	1	0	0	1	12
	宇都宮 地裁	1	0	0	0	1	19	
	宇都宮 家裁	2	0	0	2	0	5	
	前橋 地裁	0	0	0	0	0	10	
	前橋 家裁	3	0	0	0	3	4	
	静岡 地裁	5	0	0	0	5	6	
	静岡 家裁	0	0	0	0	0	6	
	甲府 地裁	1	0	0	0	1	10	
	長野 地裁	0	0	0	0	0	4	
	新潟 地裁	1	0	0	0	1	14	
	新潟 家裁	1	0	0	0	1	7	
大阪管内	大阪 地裁	12	2	0	0	10	75	
	大阪 家裁	1	0	0	1	0	59	
	京都 地裁	5	0	0	2	3	59	
	京都 家裁	10	3	0	1	6	25	
	神戸 地裁	1	0	0	0	1	46	
	神戸 家裁	2	1	0	0	1	27	
名古屋管内	奈良 地裁	2	2	0	0	0	26	
	大津 地裁	4	2	0	1	1	42	
	和歌山 地裁	6	2	0	1	3	11	
	名古屋 地裁	8	1	0	1	6	97	
	名古屋 家裁	2	0	0	0	2	107	
	津 地裁	5	1	0	0	4	14	
	津 家裁	5	1	0	0	4	2	
	岐阜 地裁	11	3	1	0	7	49	
	福井 地裁	0	0	0	0	0	22	
	金沢 地裁	4	1	1	1	1	28	
金沢 家裁	4	1	1	1	1	23		
広島管内	富山 地裁	3	0	0	0	3	41	
	広島 地裁	2	0	0	1	1	58	
	広島 家裁	2	0	1	0	1	36	
	山口 地裁	16	2	0	0	14	58	
	岡山 地裁	0	0	0	0	0	29	
	岡山 家裁	0	0	0	0	0	15	
福岡管内	鳥取 地裁	11	1	0	0	10	30	
	松江 地裁	0	0	0	0	0	13	
	福岡 地裁	10	1	0	0	9	78	
	福岡 家裁	1	0	0	0	1	30	
	佐賀 地裁	32	3	4	2	23	32	
	佐賀 家裁	2	0	0	0	2	200	
	長崎 地裁	0	0	0	0	0	3	
	長崎 家裁	0	0	0	0	0	3	
	大分 地裁	13	2	0	0	11	136	
	大分 家裁	14	3	0	1	10	133	
仙台管内	熊本 地裁	0	0	0	0	0	40	
	熊本 家裁	0	0	0	0	0	45	
	鹿児島 地裁	0	0	0	0	0	45	
	鹿児島 家裁	1	0	0	0	1	35	
	宮崎 地裁	1	0	0	0	1	10	
	宮崎 家裁	1	0	0	0	1	10	
	那覇 地裁	11	4	0	0	7	23	
	那覇 家裁	4	0	0	0	4	7	
高松管内	仙台 地裁	7	1	0	0	6	35	
	仙台 家裁	0	0	0	0	0	12	
	福島 地裁	8	1	0	0	7	30	
	福島 家裁	5	1	0	0	4	5	
	山形 地裁	13	1	0	1	11	66	
	山形 家裁	10	1	0	1	8	25	
札幌管内	秋田 地裁	12	1	0	0	11	44	
	秋田 家裁	10	1	1	1	7	37	
	青森 地裁	10	1	1	1	7	37	
	札幌 地裁	1	0	0	0	1	61	
	札幌 家裁	10	1	0	0	9	25	
	函館 地裁	1	0	0	0	1	12	
高松管内	旭川 地裁	1	0	1	0	0	27	
	旭川 家裁	0	0	0	0	0	19	
	釧路 地裁	0	0	0	0	0	15	
	釧路 家裁	0	0	0	0	0	3	
	高松 地裁	0	0	0	0	0	12	
	高松 家裁	3	1	0	0	2	13	
高松管内	徳島 地裁	5	1	1	3	0	13	
	徳島 家裁	2	1	0	0	1	29	
	高知 地裁	2	1	0	0	1	29	
	高知 家裁	1	1	0	0	0	11	
計	407	67	19	25	296	3,846		

※ 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

資料4 点検及び監査の実施状況

裁判所名	点検を 実施した 文書 管理者数	監査の実施状況			
		監査の実施の有無(※2)		改善措置の実施 の有無(※3)	
		指摘事項の有無 (※3)			
最高裁判所	43	○	○	○	
高等裁判所	東京	9	○	○	○
	大阪	7	○	○	○
	名古屋	7	○	○	○
	広島	7	○	○	○
	福岡	7	○	○	○
	仙台	7	○	○	○
	札幌	5	○	○	○
	高松	5	○	○	○
地方裁判所・家庭裁判所(※1)	東京 地裁	24	○	○	○
	東京 家裁	10	○	○	○
	横浜 地裁	21	○	○	○
	横浜 家裁	9	○	○	○
	さいたま 地裁	21	○	○	○
	さいたま 家裁	8	○	○	○
	千葉 地裁	24	○	○	○
	千葉 家裁	12	○	—	—
	水戸 地裁	21	○	○	○
	水戸 家裁	9	○	—	—
	宇都宮 地裁	14	○	○	○
	宇都宮 家裁	7	○	○	○
	前橋 地裁	18	○	○	○
	前橋 家裁	8	○	○	○
	静岡 地裁	14	○	○	○
	静岡 家裁	8	○	○	○
	甲府 地裁	13	○	—	—
	長野 地裁	30	○	○	○
	新潟 地裁	16	○	○	○
	新潟 家裁	9	○	○	○
	大阪 地裁	24	○	○	○
	大阪 家裁	8	○	○	○
	京都 地裁	22	○	○	○
	京都 家裁	9	○	○	○
	神戸 地裁	29	○	○	○
	神戸 家裁	14	○	○	○
	奈良 地裁	16	○	○	○
	大津 地裁	17	○	○	○
	和歌山 地裁	21	○	○	○
	名古屋 地裁	18	○	○	○
	名古屋 家裁	9	○	○	○
	津 地裁	18	○	○	○
	津 家裁	8	○	○	○
	岐阜 地裁	22	○	○	○
	福井 地裁	16	○	○	○
	金沢 地裁	9	○	—	—
	金沢 家裁	8	○	—	—
	富山 地裁	15	○	○	○
	広島 地裁	20	○	○	○
	広島 家裁	9	○	○	○
	山口 地裁	28	○	○	○
	岡山 地裁	17	○	○	○
	岡山 家裁	7	○	○	○
	鳥取 地裁	14	○	○	○
	松江 地裁	22	○	○	○
	福岡 地裁	24	○	○	○
	福岡 家裁	15	○	○	○
	佐賀 地裁	17	○	○	○
	長崎 地裁	22	○	—	—
	長崎 家裁	10	○	—	—
	大分 地裁	26	○	○	○
	熊本 地裁	23	○	○	○
	熊本 家裁	10	○	○	○
	鹿児島 地裁	33	○	—	—
	宮崎 地裁	13	○	○	○
	宮崎 家裁	6	○	○	○
	那覇 地裁	13	○	—	—
	那覇 家裁	7	○	—	—
	仙台 地裁	17	○	○	○
	仙台 家裁	9	○	○	○
	福島 地裁	17	○	○	○
	福島 家裁	12	○	○	○
	山形 地裁	18	○	○	○
	盛岡 地裁	29	○	—	—
	秋田 地裁	27	○	○	○
	青森 地裁	18	○	○	○
	札幌 地裁	24	○	○	○
	札幌 家裁	13	○	—	—
	函館 地裁	14	○	○	○
	旭川 地裁	24	○	○	○
	釧路 地裁	23	○	—	—
	高松 地裁	9	○	○	○
	高松 家裁	6	○	○	○
	徳島 地裁	18	○	○	○
	高知 地裁	17	○	○	○
	松山 地裁	17	○	○	○
	松山 家裁	8	○	○	○
	計 (割合)	1,332 99.9%	86	73	73

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値、監査の実施の有無等を記載している。

2 「○」は監査を実施したもの、「—」は○に該当しないものを表す。

3 「○」は当該項目に該当するもの、「—」は○に該当しないものを表す。

資料5 監査の実施状況(主な指摘事項及び改善等措置状況)

区分	指摘事項	改善等措置状況(※)
整理	・保存期間表で定めた分類(中分類、小分類)と異なる名称でファイルを作成していた。	・ファイルの分類(名称)は保存期間表に従い設定するよう指導した。
保存	・共用キャビネットに組織共用性のない個人的な資料が置かれていた。 ・事務室に保存場所を「書庫」としている事務記録が他のファイルと峻別されることなく置かれており、借出中のものであるか一見して分からないような状況であった。	・共用スペースに保管している以上、組織共用性がないといえるか疑義があることから、資料を精査して事務処理上必要なものは資料登録するなどして規範に沿って適切に管理するよう指導した。 ・適切な紛失防止策を講じるよう指導した。
ファイル管理簿	・保存場所の記載がファイル管理簿とファイルの背表紙で異なっていた。	・保存場所の記載はファイル(文書)を探す手掛かりとなるものであり、記載の誤りは紛失等につながるおそれがあることから、実態に即した記載とするよう指導した。
移管、廃棄及び保存期間等の延長	・保存期間が延長された事務記録の背表紙について、保存期間満了日の記載は修正していたが、保存期間の記載を修正していないものがあつた。 ・作成・取得年度の翌会計年度期末を超えて保有している短期保有文書がキャビネットに置かれていた。	・保存期間の修正漏れは誤廃棄につながるおそれがあること、通達上は保存期間満了日だけでなく、保存期間についても修正することとされていることから、修正するよう指導した。 ・文書の内容を確認し、整理を行う。

※ 各庁において措置を講ずる予定であるものを含む。

裁判所名	紛失等事案の発生件数			再発防止のための措置(※3)								
	紛失(※2)	誤廃棄	関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起、適正管理の徹底周知等				業務手順、マニュアル等の見直し	その他	復元措置を行った件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った件数(※4)
				関係者以外への注意喚起、適正管理の徹底周知等	関係者以外への注意喚起、適正管理の徹底周知等	関係者以外への注意喚起、適正管理の徹底周知等	関係者以外への注意喚起、適正管理の徹底周知等					
最高裁判所	2	1	1	1	2	0	0	0	1	0	0	
高等裁判所	東京	2	2	0	2	2	2	0	1	0	0	
	大阪	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	
	名古屋	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
	広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	仙台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	札幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高松	2	1	1	2	2	0	0	0	0	0	
地方裁判所・家庭裁判所(※1)	東京管内	東京 地裁	2	2	0	2	2	2	0	2	0	0
		東京 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜	横浜 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		横浜 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	さいたま	さいたま 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		さいたま 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	千葉	千葉 地裁	1	0	1	1	1	1	0	1	0	0
		千葉 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水戸	水戸 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		水戸 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宇都宮	宇都宮 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		宇都宮 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前橋	前橋 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		前橋 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	静岡	静岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		静岡 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	甲府	甲府 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		甲府 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長野	長野 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		長野 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	新潟 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	新潟 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪管内	大阪	大阪 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		大阪 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	京都	京都 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		京都 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	神戸	神戸 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		神戸 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
名古屋管内	名古屋	名古屋 地裁	1	1	0	1	1	0	1	0	0	
		名古屋 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	津	津 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		津 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岐阜	岐阜 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		岐阜 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
富山	富山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	富山 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
広島管内	広島	広島 地裁	2	2	0	2	2	0	0	0	0	
		広島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	山口	山口 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		山口 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岡山	岡山 地裁	2	1	1	2	0	0	2	0	0	
		岡山 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取	鳥取 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鳥取 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福岡管内	福岡	福岡 地裁	2	1	1	2	2	1	2	0	0	
		福岡 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	佐賀	佐賀 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		佐賀 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長崎	長崎 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		長崎 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分	大分 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	大分 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
熊本	熊本 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	熊本 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
鹿児島	鹿児島 地裁	1	1	0	1	1	1	0	0	0		
	鹿児島 家裁	1	1	0	1	1	1	0	1	0		
那覇	那覇 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	那覇 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
仙台管内	仙台	仙台 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		仙台 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	福島	福島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		福島 家裁	1	1	0	1	1	1	0	0	0	
	山形	山形 地裁	1	1	0	1	0	1	0	0	0	
		山形 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
秋田	秋田 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	秋田 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
青森	青森 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	青森 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
札幌管内	札幌	札幌 地裁	1	0	1	1	0	1	0	1	0	
		札幌 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	函館	函館 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		函館 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高松管内	高松	高松 地裁	2	1	1	1	0	1	0	0	0	
		高松 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	徳島	徳島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		徳島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知	高知 地裁	1	1	0	1	1	0	1	1	0		
	高知 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
松山	松山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	28	21	7	25	20	15	1	15	0	0		

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。
 ※2 必ずしも誤廃棄したとしない事案は、「紛失」に計上した。
 ※3 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない。
 ※4 「懲戒処分」とは、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)及び国家公務員法(昭和22年法律第120号)に基づく懲戒処分を表す。